

京都市告示第198号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年6月17日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
京極十二緯10号線	上京区梶井町449番地地先から 同町449番地の1地先まで	メートル 45.30	メートル 6.00 ~ 11.80
久世141号線	南区久世殿城町221番地の4地先から 同町225番地の28地先まで	193.70	6.00 ~ 12.00
松尾嵐山経82号線	西京区嵐山内田町38番地の12地先から 同町38番地の2地先まで	31.40	6.02 ~ 8.40
日野緯93号線	伏見区日野西川頬1番地の13地先から 同町1番地の27地先まで	76.20	6.01 ~ 10.50
伏見西部第二経32号線	伏見区下鳥羽南円面田町97番地地先から 同町67番地地先まで	79.00	6.00 ~ 11.70
納所経27号線	伏見区納所下野31番地の29地先から 同町31番地の9地先まで	139.80	6.00 ~ 9.80
久我緯104号線	伏見区久我森の宮町4番地の198地先から 同町4番地の36地先まで	85.80	6.00 ~ 9.60

(建設局土木管理部道路明示課)